

建設業における新たな化学物質管理とは

令和6年4月1日より全面施行された「新たな化学物質規制」に基づく自律的管理は、すべての業種、規模の事業者にも義務付けられています。

また、建設業に対しても同様に主に以下の事項に係る必要な対応が義務付けられています。

- ◆ 化学物質管理者、保護具着用管理責任者を選任
- ◆ リスクアセスメント対象物による労働者のばく露を最小限度にする取組み
- ◆ 濃度基準値設定物質について、労働者のばく露濃度を基準値以下にする取組み
- ◆ リスクアセスメントの結果とばく露濃度低減措置の内容を労働者に周知するほか当該記録の作成・保存
- ◆ 皮膚等障害化学物質等への直接接触防止（保護手袋の透過を含む）に関する取組みなど、法改正に基づく措置が求められていますので、店社並びに現場における適切な化学物質管理の対応をお願いします。

令和6年度 建設業年末年始労働災害防止強調期間実施要領(実施事項) 化学物質に関する健康障害の防止(抜粋)

ラベル、SDS 等により把握した危険有害情報に基づく、化学物質取扱い作業のリスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の徹底

リスクアセスメント対象物を取扱う作業での化学物質管理者の選任と、建災防が定めた建設業における化学物質取扱いリスク管理マニュアルの積極的な活用、保護具着用管理責任者による有効な保護具の選択、使用状況の管理等の徹底

溶接ヒュームが特定化学物質に位置付けられたことによる健康障害防止措置の徹底

- ◆ 現場等で使用する製品等の容器に以下の様なGHS勧告に基づく絵表示（ピクトグラム）が確認された場合は、危険性・有害性について安全データシート（SDS）で確認するなどにより、法令に基づく措置のほか必要な健康障害防止の対応を実施して下さい。

GHSにおける絵表示（ピクトグラム）の例

GHSにおける「危険有害性」

ピクトグラム
 <ラベル・SDSの絵表示と危険有害性>
 絵表示(ピクトグラム):【シンボル】を赤い枠で囲んだもの

【炎】  可燃性/引火性ガス 引火性液体 可燃性固体 自己反応性化学品 など	【円上の炎】  支燃性/酸化性ガス 酸化性液体・固体	【爆弾の爆発】  爆発物 自己反応性化学品 有機過酸化物
【腐食性】  金属腐食性物質 皮膚腐食性 眼に対する重なる 損傷性	【ガスボンベ】  高圧ガス	【どくろ】  急性毒性 (区分1~3)
【感嘆符】  急性毒性 (区分4) 皮膚刺激性(区分2) 眼刺激性(区分2A) 皮膚感作性 特定標的臓器毒性 (区分3) など	【環境】  水生環境有害性	【健康有害性】  呼吸器感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 特定標的臓器毒性 (区分1, 2) 吸引性呼吸器有害性



建設業における化学物質管理の詳細や対応は、建設業労働災害防止協会のホームページに掲載されています。

「建設業における化学物質管理」として、リスク管理マニュアルや災害事例、各種パンフレットのほか、建設業に特化した化学物質管理に関する Q&A など、様々な情報を掲載していますので、活用して下さい。



「建設業における化学物質管理」(建災防HP)

◆ 建設業におけるリスクアセスメントの実施について ◆

建設業におけるリスクアセスメントについては「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」において、典型的な作業を洗い出し、あらかじめ労働者の作業におけるばく露の程度を測定し、当該結果に基づき保護措置等を定めたマニュアル等を作成することで、現場毎での測定等を実施することなくリスクアセスメントを実施することができるものとされています。

建災防では、当該マニュアルについて、以下の「リスク管理マニュアル」を作成していますので、専門工事業等で以下のマニュアルに該当する作業がある場合はご活用ください。

リスク管理マニュアル等(建災防サイト)

- ・セメント系粉体取扱い作業リスク管理マニュアル
- ・スラリー作業リスク管理マニュアル
- ・ドア塗装作業リスク管理マニュアル
- ・防水作業リスク管理マニュアル
- ・シーリング等有機溶剤取扱い業リスク管理マニュアル
- ・接着作業リスク管理マニュアル



【リスク管理マニュアル】

上記ほか、建設業向けの皮膚等障害化学物質に対応した化学防護手袋の一覧表などを掲載しています。

- ・建設業使用皮膚等障害化学物質等と手袋適合表



◆ 金属アーク溶接等作業についての健康障害防止措置 ◆

従来から粉じん則で「粉じん」作業として措置が義務付けされていた「金属アーク溶接作業」について、溶接作業時に発生する「溶接ヒューム」において、神経障害、発がん性等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかとなったことを踏まえ、「溶接ヒューム」が特定化学物質に追加されました。令和3年4月1日から施行され、経過措置が令和5年3月31日に終了したことから、改正特化則に基づく措置が全面施行となっています。

なお、建設業については「屋外作業場等(毎回異なる屋内)」に該当するケースが多いため、主に以下の事項について改正されています。

全体換気等の対応

有効な呼吸用保護具

「特定化学物質」又は「金属アーク溶接等」

作業主任者の選任

特定化学物質障害予防規則に基づく健康診断 など



【溶接ヒューム改正関係】



◆ 上記のほか、新たな化学物質規制に関するQ&A(厚労省)は以下を参考として下さい ◆

化学物質対策に関するQ&A(リスクアセスメント関係)



化学物質対策に関するQ&A(ラベル・SDS関係)